



# 第二次滋賀県再犯防止推進計画 概要版 1/2



参考資料1

## 第1章 計画策定の趣旨

**【趣旨】**

- 平成31年3月に策定した第一次滋賀県再犯防止推進計画が終期を迎えることから、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関が一丸となって、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくるとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会になることを目指して、新たな計画を策定するもの。

**【位置づけ】**

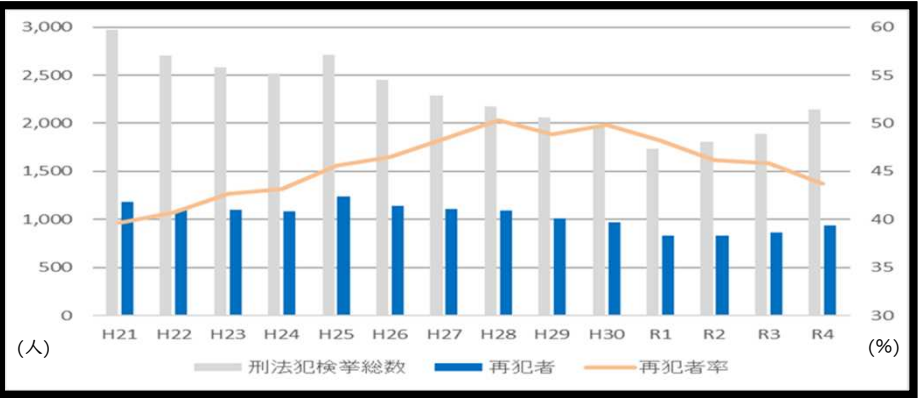
- 再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画

**【期間】**

- 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)(5年間)

## 第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況

- 第一次滋賀県再犯防止推進計画(令和元年度～令和5年度)の策定から5年目になるが、依然として検挙される人員の約半数が再犯者である。
- 令和4年度における刑法犯検挙総数2,146人、うち再犯者数は938人、再犯者率は43.7%となっている。(全国 47.9%)



- 滋賀県では、平成30年度から令和2年度まで法務省のモデル事業を活用し、支援者支援の取組や協力雇用主の開拓を実施するほか、国や民間団体との連携を目的とした会議体の設置などを行ってきた。
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、生きづらさを抱える人への理解や支援がますます重要となっている。

**【成果】**

- 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率 (R元 91.2% R2 95.3% R3 92.6% R4 100%)

## 第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題

### 1. 国・民間団体等との連携強化

**【取組】**

- 法務省と共催の地域連携協議会における、国・市町・民間団体との意見交換の実施
- 市町再犯防止推進計画策定の支援(策定済:15市町(R5.3末時点))
- 令和元年5月に、法務省と「再犯防止三方よし」宣言
- 社会福祉専門職等から支援者への専門アドバイスを実施

**【課題】**

- 地域の支援に円滑につながることができるようネットワークの充実が求められている。
- 社会復帰支援だけでなく、地域社会の一員として過ごせる環境の整備が必要である。



### 2. 就労・住居の確保

**【取組】**

- 県建設公共工事の競争参加資格審査における優遇制度を拡充(登録事業者:242者(R5.3末時点))
- 再犯防止地域支援員が協力雇用主に対する相談対応やアプローチを実施(協力雇用主:397社(R4.10時点))
- 居住支援法人を認定し、住宅確保配慮者の入居を促進(居住支援法人:7者(R5.10時点))
- 県営住宅における単身入居要件に「保護観察に付されている人等」を追加

**【課題】**

- 市町が実施することが困難な就労や住居確保の支援が求められている。
- 協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少ない、建設業への業種の偏りがある。

### 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

**【取組】**

- 高齢や障害など福祉的支援が必要な方への地域生活定着支援センターによる刑事司法手続き段階での支援
- 国・県・市町・民間団体と薬物依存の支援に特化したネットワーク連絡会における事例検討、情報共有

**【課題】**

- 刑事司法機関、行政、地域の医療・福祉関係機関の更なる連携強化が必要である。
- 再犯者率が高い薬物犯罪等について依存症対策と連携した支援や特性に応じた支援が必要である。

### 4. 非行の防止と修学支援の実施

**【取組】**

- 県内9カ所に設置している「あすくる」において、非行少年の生活習慣、就学等の助言や支援
- 生活困窮世帯の子どもへの学習・育成支援の実施
- 非行少年等に対して、積極的に手を差し伸べる立ち直り支援事業、面接等を実施

**【課題】**

- 無職少年の再非行を防止するためには、適切な就労・修学支援が必要である。

### 5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

**【取組】**

- 県民フォーラムを開催し、保護司の活動内容を紹介
- 好事例集のパネルやパンフレットを作成し、県内企業において展示
- 更生保護関係者への知事感謝状制度の創設
- “社会を明るくする運動”事業における、イエローライトアップ運動等の啓発を実施

**【課題】**

- 保護司のなり手不足について、持続可能な保護司制度の構築に向けた基盤整備への支援が求められている。
- 更生保護や保護司制度に関する県民の理解を促進する必要がある。





## 第4章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

『誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現』  
～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

### 2 基本目標

罪を犯し、生きづらさを抱えた人が犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていける社会の実現

### 3 取組方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、犯罪をした人の主体性を尊重し、抱える困難に応じた生活再建の実施
- (2) 刑事司法手続を含むあらゆる段階で、生きづらさを抱えた人に寄り添う「息の長い支援」を実施
- (3) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援
- (4) 国・県・市町・民間の役割分担を踏まえ、緊密な連携協力による「支援の輪の拡充」
- (5) 罪を犯した人を支援する者が孤立することのない、関係機関の有機的なネットワークを強化
- (6) 更生支援の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

## 第5章 基本施策

### 1. 国・市町・民間団体等との連携強化

- (1) 国・市町・民間団体等と連携した更生支援のための取組
    - ① 必要な支援機関等へのコーディネート支援
    - ② 刑事司法が終了した人に対する継続的支援
    - ③ 職員や関係機関等に対する研修の実施
  - (2) 市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築のための取組
- 【指標】
- ・地域定着支援コーディネート件数 (R4年度:13件)
  - ・再犯防止推進計画の策定市町数 (R5.4時点:15市町)

### 2. 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保のための取組
    - ① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者への啓発および情報提供
    - ② 協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置
    - ③ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続支援
  - (2) 住居の確保のための取組
    - ① 地域社会における定住先の確保
    - ② 地域における犯罪をした人等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供
- 【指標】
- ・入居者の範囲に「保護観察対象者」を含むセーフティネット住宅の登録戸数 (R5.3時点:11,404戸)
  - ・居住支援法人における「刑事司法機関および更生保護機関からの依頼を受けて支援した」件数 (R5年度より集計)
  - ・協力雇用主の登録数 (R4.10時点:397社(うち実際に雇用している協力雇用主14社))

### 3. 保健医療・福祉的支援の充実

- (1) 高齢者または障害のある方への支援のための取組
    - ① 刑事司法手続きの入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスが受けられるようにするための調整
    - ② 関係機関および市町の支援体制の充実
  - (2) 薬物依存者への支援のための取組
    - ① 精神保健福祉センター等における薬物依存者とその家族および支援者に対する支援
    - ② 薬物依存者への支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携
  - (3) 特性に応じた支援のための取組
    - ① 特性に応じた福祉的支援実施に向けた関係機関の連携強化
    - ② 特性に応じた支援や指導の充実
- 【指標】
- ・地域生活定着支援センターの相談件数 (R4年度:36件)
  - ・刑事司法手続段階の高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域支援継続率(R4年度:100%)

### 4. 非行防止と修学支援の実施

- (1) 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組
  - (2) 非行等を理由とする修学中断の防止のための取組
  - (3) 非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援のための取組
- 【指標】
- ・青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率 (R4年度:76.2%)

### 5. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

- (1) 民間協力者の活動の推進のための取組
    - ① 民間協力者の活動に対する支援および顕彰
    - ② 保護司のなり手不足解消に向けた支援
  - (2) 広報・啓発活動の推進のための取組
    - ① 再犯防止月間等における啓発事業の実施
    - ② “社会を明るくする運動”の推進
- 【指標】
- ・更生保護事業の認知度(滋賀県再犯防止推進計画の認知度) (R5県政モニター調査 14.3%(35人/245人))
  - ・保護司の充足率 (R5.1時点: 98.0%(488人/498人))